

事務連絡
令和3年1月8日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当課長 殿
（上記 地方整備局等下水道担当課長経由）
各市町村下水道担当課長 殿
（上記 各都道府県下水道担当課長経由）
日本下水道事業団事業統括部事業課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
工事および業務の対応について

令和3年1月7日に、1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）を対象として、内閣総理大臣より新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われたことを踏まえて、別添資料1のとおり、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長から事務連絡が発出されておりますので、ご参考にお知らせします。

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置等につきましては、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における工事及び業務の対応について」（令和2年5月25日付け事務連絡）等により、適切な対応をお願いしてきたところですが、引き続き適切に対応していただきますようお願いいたします。